

当該施設の設置者が同一の者であること、地形的に最終処分場が連続していること、又は同一の施設若しくは付帯設備（管理棟、搬入路、埋立機械、浸出液処理設備等）を共有すること等の観点から当該施設の状況を総合的に勘案して判断すべきものである。

したがって、その施設全体が一体として機能すると判断される場合においては、その全体を1つの最終処分場として取扱うことが可能であると解する。

なお、この場合にあつては、個々の最終処分場の面積又は容積を合計したものを最終処分場の面積又は容積としては握すること。（昭52.11.5環産59問18）

#### （一体として機能する埋立地）

問489 同一の地域に令第7条第14号ハに掲げる産業廃棄物の埋立地A・B及び令第7条第14号ロに掲げる埋立地Cを設置している者がいる。この者はAとBの間にCが存在するという位置関係であればAとBは各々独立した令第7条第14号ハに掲げる施設であると主張する。しかしAとBが搬入路・浸出液処理設備を共有する等一体として機能すると認められる場合、AとBを合わせたものを1つの令第7条第14号ハに掲げる施設として取扱ってよいか。

答489 お見込みのとおり。（昭57.6.14環産21問66）

#### （借地により埋立処分を行う者）

問490 土地を地主から借地し人員を雇用して埋立処分を行う者は最終処分場の設置者に該当するか。

答490 お見込みのとおり。（昭57.6.14環産21問72）

## 第8節 許可申請者の欠格要件

### （執行猶予期間の満了した者）

問491 法7条第3項第4号ロ、ハの規定は、刑の執行猶予の言い渡しを受けた後、その言い渡しを取り消されることなく執行猶予の期間を経過した者にも適用があると解するかどうか。

答491 照会に係る者は、法第7条第3項第4号ロ、ハの規定に該当しない。（昭54.11.26環整128、環産42問42）

### （欠格要件の適用対象となる役員の範囲）

問492 法第7条第3項第4号トの「役員」には、監査役、監事その他これに類する者が含まれると解してよいか。

答492 お見込みのとおり。（平4.8.31衛環245問34）

### （刑事処罰者）

問493 法第7条第3項第4号ハにおける次の用語の意味を示されたい。

- (1) 罰金以上の刑
- (2) 刑の執行の終り
- (3) 刑の執行を受けることがなくなった

答493 次のとおり。

- (1) 「罰金以上の刑」とは死刑、懲役、禁固及び罰金の刑をいう。（刑法第9条参

照)

(2) 「刑の執行の終り」とは、現実に刑の執行が完了した場合及び仮出獄を取り消されることなくして刑期を経過した場合をいう。

(3) 「刑の執行を受けることがなくなった」とは刑の執行の免除を受けた場合のことであり、刑の時効が完成した場合及び恩赦の一種として刑の免除を受けた場合をいう。(刑法第31条及び恩赦法第8条参照)(平5.3.31衛産36問70)

#### (違反行為の要求等)

問494 「他人に対して違反行為をする事を要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは他人が違反行為をするのを助けたとき」という条文があるが、具体的にはどのようなケースか。

答494 要求、依頼、教唆、幫助した者とは、他者に不法投棄を行わせた者、廃棄物の運搬等を行って不法投棄を手助けした者、不法投棄の仲介・斡旋を行った者、資金提供者などが広くこれに該当することとなる。(平12.6.26全国廃棄物行政担当者会議)

#### (黒幕規定の適用基準)

問495 産業廃棄物処理業及び産業廃棄物処理施設の許可申請に関し、欠格要件に該当する役員があることによる不許可処分の後、申請者が欠格要件に該当する者を役員から辞任させ、出資を抑えさせて再申請してきた場合は、黒幕規定の条項の適応もその証明が難しく、欠格要件該当者がますます潜行していくことが考えられる。これについて、黒幕規定の詳細な適応基準を具体的に示されたい。また、再申請時に黒幕規定の適応が難しい場合についても、有効な対応策について教示されたい。

答495 「同等以上の支配力を有すると認められる者」が適用されるケースは、様々な態様があり、これらに適正に対応するための規定であるという性格上、広い裁量判断のできる規定ぶりとしており、具体的基準を示すことは不相当と考えている。

また、いわゆる同一の者が再申請をした場合、当該規定に該当すると考えられる。また、再申請時も必ず意見聴取が必要であり、警察において依然として支配力を有すると認められるものであれば、警察当局の見解を尊重して対応すべきものである。(平12.6.26全国廃棄物行政担当者会議)

#### (暴力団等の欠格事項)

問496 暴力団等の欠格事項は、なぜ一般廃棄物処理業者には適用されていないのか。

答496 産業廃棄物処理業に関しては、不法収益を上げることを目的として暴力団が介入するおそれが非常に高く、実際、廃棄物処理法違反者について暴力団員が高い割合を占めていることから、警察庁の要請を受けたことによるもの。(平12.6.26全国廃棄物行政担当者会議)

#### (許可取得後に、欠格要件のいずれかに該当するに至った処理業者)

問497 \*平成13年2月1日付事務連絡「行政処分の運用について」の通知により、既存許可業者が欠格要件に該当するに至った場合、法第14条の3において準用する第7条の3及び法第14条の6が「できる」という表現に対し、取消処分とすることが相当であるとの見解が示されている。

どちらについても、「しなければならない」という表現ではないが、前出の通知文の前文の内容から考えると、欠格要件に該当するに至った場合は許可を必ず取り

消す必要があると解してよいか。

また、「必ず取り消すもの」と解する場合、行政手続法第13条第1項第1号イに規定する聴聞の手続は、同法同条第2項第2号により適用しないと解してよいか。

※平成13年2月1日付事務連絡「行政処分 of 運用について」

2 欠格要件に該当した場合の取扱いについて

欠格要件とは、申請者の一般的適正について、法に従った適正な業の遂行を期待し得ない者を類型化として排除することを趣旨としており、これらに該当する場合には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第3項第2号等により、許可をしてはならないとされていることにかんがみ、産業廃棄物処理業者がこれらに該当するに至った場合の処分としても取消処分とすることが相当である。

答497 必ず取り消し処分を行っていただきたい。

平成13年4月1日からの改正法施行で、許可業者に事業者が委託して、その許可業者が不法投棄した場合であっても、事業者が当該措置命令を受ける場合がある。この場合に事業者から、「不法投棄を繰り返している業者を許可していたのか、許可があるから自分は委託してしまった」と言われかねないので、違反行為をした許可業者については許可の剥奪という厳正な処分をしていただきたいと通知している。今度の行政処分に関する通達にも、欠格要件に当たれば必ず不許可ということを明示させていただく。

ただ、法制上は14条の3の規定では、欠格要件については通常の違反行為をしたときとか条件に違反をしたときと一緒に一つの柱書きになっており、取消しができるとしか規定していない。もし、欠格要件のところだけ特出しした規定であれば、柱書きは取り消さなければならないとなっていた。そういう意味でできるという法令上の柱書きの表現になっているので、行政手続法との関係でいけば、聴聞の対象となる。聴聞の対処になるが、行政手続法では緊急性とかの例外が規定されており、事情によってはその緊急性を理由に聴聞をしないということは可能である。法制上の解釈からいけば、手続法の聴聞等の諸手続は原則として必要である。(平12Kブロック産廃協議会)

(おそれ条項)

問498 「おそれ条項」の適用判断について廃掃法第7条第3項第4号ホへの該当判断については、\*平成12年9月29日付衛産第79号産業廃棄物対策室長通知でその判断基準例が挙げられているところだが、本条項の適用の判断は都道府県知事に委ねられていると考えて良いのか。

また、その場合の判断基準をあらかじめ明確に規定しておく(公示等)必要があるのか。

※平成12年9月29日付衛産第79号産業廃棄物対策室長通知判断基準例

(5) おそれ条項

法第14条第3項第2号イ及び第6項第2号並びに第14条の4第3項第

2号及び第6項第2号による法第7条第3項第4号ホの規定（以下「おそれ条項」という。）は、法第7条第3項第4号イからニまで及び第14条第3項第2号ロからへまでのいずれにも該当しないが、申請者の資質及び社会的信用の面から業務の適切な運営を期待できないことが明らかである場合には、許可をしないことができること。具体的には、次の場合がこれに該当するものとして考えられること。

- ① 過去において、繰り返し許可の取消し処分を受けている場合
- ② 法、浄化槽法、令第4条の5各号に掲げる法令若しくはこれらの法令に基づく処分に違反し、又は刑法第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律の罪を犯し、公訴を提起され、又は逮捕、勾留その他の強制の処分を受けている場合
- ③ ②に掲げる法令に係る違反を繰り返しており、行政庁の指導等が累積している場合
- ④ その他前記に掲げる場合と同程度以上に的確な業の遂行を期待し得ないと認められる場合

**答498** 第1次的判断権が都道府県知事にゆだねられているという点では、貴見のとおりである。ただし、明らかにおそれ条項に該当すると認められるにもかかわらず、他の理由で取消処分を行わないとすることはできない。（知事の裁量権の逸脱・濫用と認められる場合は、環境大臣が地方自治法に基づいて関与することもあり得る。）また、行政手続法に基づく処分基準の設定・公表はあくまで努力義務であるので、必要はない。もし設定・公表を行う場合は、プラス・マイナスの利益考慮をしなくてはならない。（平13.5.9本県聴取）

**（他県での一般廃棄物の不法投棄）**

**問499** AはL県で産業廃棄物処理業の許可を受けているとともに、M県N町で一般廃棄物処理業の許可を受けている。AがN町で一般廃棄物の不法投棄を行ったことを理由にL県は産業廃棄物処理業の許可を取り消し、又はその事業の停止を命ずることができるかと解してよいか。

**答499** お見込みのとおり。（平5.3.31衛産36問82）

**（排出事業者としての違法行為）**

**問500** 処理業者が自己の家屋を自ら解体して生じた廃棄物を不法投棄する等排出事業者としての違法行為をした場合、このことを理由に処理業の許可を取り消し、又はその事業の停止を命ずることができるかと解してよいか。

**答500** お見込みのとおり。（平5.3.31衛産36問83）

**（許可後の許可基準に適合しない状態）**

**問501** 処理業者が許可を得た後にその事業の用に供する施設が故障や老朽化等のため規則第10条、第10条の5、第10条の13又は第10条の17に定める基準に適合しない状態になるに至った場合、このことを理由に処理業の許可を取り消し、又はその事業の停止を命ずることができるか。



**答501** 直接このことを理由として許可取消し等をすることはできないが、当該業者が産業廃棄物処理基準又は特別管理産業廃棄物処理基準に適合しない処分を行った場合や、法第19条の3の規定による改善命令に違反した場合など、法第14条の3又は第14条の6に規定する要件に適合するに至ったときは許可取消し等をする事ができる。(平5.3.31衛産36問84)

**(許可の条件に違反)**

**問502** 法第14条第7項又は第14条の4第7項の生活環境の保全上必要な条件を付した処理業者が当該条件に違反する行為をした場合、これを理由に処理業の許可を取り消し、又はその事業の停止を命ずることができるか。

**答502** 許可の条件は、法第14条第1項若しくは法第14条第4項又は法第14条の2第1項若しくは第4項に基づく許可の内容の一部をなすものであるから、当該条件に違反した場合は法に基づく処分に違反したこととなり、許可取消し等をする事ができる。(平5.3.31衛産36問86)

**(不利益処分の相手)**

**問503** 現在、不法投棄の容疑で取締役が逮捕された産業廃棄物処理業者に対して、過去の不適正処理等も踏まえ、恐れ条項による「業の許可取り消し」の行政処分を行うべく内部決裁中であるが、このたび、当該処分対象企業から同社の役員全員の変更届が提出された。

先日、役員が交代となった場合でも、処分が可能である旨の御連絡を頂いたところだが、不利益処分に係る聴聞の実施については、新役員(代表取締役)を対象として行うこととすればよいのか、処分対象となる事件の発生時点の役員を対象とすべきか、御見解を御教示願う。

なお、新規役員は6月6日付で就任登記されている。処分対象となる事件の発生は5月7日である。

**答503** 現時点における代表取締役を対象として行うこと。なお、聴聞通知がなされる日の60日前までいた役員については、すべて欠格要件に該当するので速やかに聴聞通知を発出されたい。(平13.6.14本県聴取)

**(欠格要件に至った日及び変更された役員の欠格要件の適用)**

**問504** 1 事案の概要

平成13年5月7日、産業廃棄物収集運搬業と処分業の許可をもつ業者Aが、産業廃棄物の不法投棄により、警察に取締役5名が通常逮捕された。

2 その後の調査

その後、取締役や営業部長の共謀による会社ぐるみの違反であることが判明するとともに、過去に営業停止(30日)1回や数10回の廃棄物処理法違反による行政指導を受けており、違反行為をしたことと、明らかにおそれ条項に該当するとして、業の取り消しに向け、庁内決裁を進めている。更に、関連業者Bが1社存在し、逮捕された取締役がBの代表取締役等役員であることから、Bもおそれ条項に該当するとして取消しの予定である。

3 役員変更届の提出

A社は、平成13年6月8日に役員全部を変更する届出を保健所に提出してきた。

逮捕された取締役は解任、その他の役員は辞任した。

#### 4 疑義

(1) 法第14条の3第3号「第14条第3項第2号イからへまでのいずれかに該当するに至ったとき。」とは、どの時点をいうのか。

言い換えれば、以前御回答をいただいた時、「形式的に欠格要件に該当したときは、許可の取消しを行うことが可能である。」ということであったが、この「形式的に該当したとき」とは、どういうことか御教示いただきたい。

(2) Aが、取消しの行政処分を受けた場合、第7条第3項第4号のニにより、上記3の届出による変更前の役員は当然のこと、変更後の役員についても、今後5年間は、欠格要件に該当すると判断して良いか。

(3) 現在の代表取締役（即ち変更後の役員）を対象として聴聞を実施することだが、役員を変更して、変更後の役員にはなんら悪いところはないのに、なぜ業の許可を取り消されるのかという反論を受けた場合、どのように説明するのか御教示いただきたい。

答504 (1) 行政庁が認定した時点である。

(2) 貴見のとおり。

(3) 法人に対して与えられている処分業等の許可を取り消すものであり、構成員が変更したとしても法人の過去における違法行為が帳消しになるものではないので反論は当たらないとでも答えたらいいのではないか。（平13.6.18本県聴取）

#### （許可取消しと廃業届）

#### 問505 1 事犯の概要等

本年5月7日、廃棄物処理法（不法投棄）違反で産廃処分業と収集運搬業の許可を持つA社の取締役、営業部長等5名が通常逮捕され当該A社は、過去30日の営業停止処分1回を含めた数々の違法行為に対する指導も受けている業者であることから、法第14の3第1号及び第3号を積極的に適用し、行政処分（業の許可の取消し）を実施すべく業務を進め、更に逮捕されたA社の取締役と営業部長が代表取締役と取締役をしているB社（収集運搬業の許可所得）についても、おそれ条項を適用し、行政処分（業の許可の取消し）を実施する予定で業務を進めていた。

既に、貴殿に疑義照会したように、新役員変更届を出してきた。環境省回答に従い、A社に対しては、新代表取締役に対して、聴聞通知を発出する準備をし、今週通知する計画であった。

ところが、現時点で、同社から「廃業届を提出した場合、新役員の欠格要件等についてはどうなるのか」と照会があった。

については、下記の項目について至急御教示願いたい。

#### 2 質問事項

近く、行政処分を実施するに先立ち、その前にA社からの「廃業届」を受理した場合、廃掃法上は行政処分対象業者の存在がなくなるが、環境省通知には、聴聞通知後に廃業届出が行われたときは、不利益処分の名あて人である法人が存在する限り、許可を取り消すことが相当であると通知されている。

そこで、この廃止届が聴聞通知前に受理することとなった場合、どのような取扱いとすべきか。理由とともに御教示願いたい。

**答505** 廃業届が提出されようと、自動的に業の許可が消滅するものではないとの整理をしているのであり、行政処分の指針にしたがって、速やかに聴聞通知を送達すること。聴聞通知及びこれに基づく許可取消しにより、過去の役員、現役員のすべてが欠格要件に該当する。(法第7条第3項第4号ニ参照。法人については、聴聞通知がなされる60日以内に役員であった者を含め、現在の者もすべて欠格要件に該当する。)以下については、前提を欠くので回答の限りではない。(平13.6.18本県聴取)  
**(不誠実な行為をするおそれのある者)**

**問506** 不誠実な行為をするおそれのある者とは、法第14条第1項の許可をする場合、同条第3項第2号で欠格要件に該当しない者であることが規定されている。

次の行為を行った者は「その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足る相当な理由がある者」に該当するか。

- (1) 行政庁の指導(施設の立地に関し、企業として誠意をもって地域住民へ十分説明を行うとともに、設置場所を管轄する市町村の指導・意向の尊重)を無視し、具体的な計画を示すことなく一方的に施設の工事に着工した者
- (2) あるいは、このような状況に対する地元市町村の善処法に対する要望に極めて挑戦的(住民からの問題点の指摘に対し、問題点自体を説明せよとか、工事遅滞の損害賠償を請求する等)な態度をとり、工事を続行している者

**答506** 不誠実な行為をするおそれのある者とは、廃棄物関係法令(水質汚濁防止法、鉱山保安法等)に何回も違反し、今後もそういう行為を行うことが客観的にみて明白である者である。

設問の事例は、不誠実な行為をするおそれのある者と解するには少々無理がある。  
(昭58.8.12H県聴取)

**(刑事処罰者等でなくなる日)**

**問507** 次の場合はいつの日から法第14条第3項第2号及び同条第6項第2号における法第7条第3項第4号ハに該当しない者となるか。

- (1) 昭和53年9月1日に懲役6か月、執行猶予3年の刑が確定し、執行猶予の期間が経過した場合
- (2) 昭和57年7月1日に刑に服し、昭和57年11月30日に刑の執行が完了した場合

**答507** (1)の場合は執行猶予の期間の経過した日の翌日(昭和56年9月1日)であり、(2)の場合は刑の執行が完了した日の翌日から5年を経過した日の翌日(昭和62年12月1日)である。(平5.3.31衛産36問71)

## 第9節 投棄禁止及び焼却禁止

### 1 不法投棄か否か

**(農薬の投棄)**

**問508** 農薬(毒劇法の毒劇物)が不法投棄された場合はどう扱うか。